

(3) 生活指導・進路指導

ア 生活指導

- ・「三小スタンダード」の共通理解を徹底し、児童に自分自身でよりよい生活の在り方を考え行動できる力を育む。
- ・豊かな心の育成を重点目標とし、「清瀬市いじめ防止のための行動計画」や学校の「いじめ防止基本方針」に基づき、開発的、予防的、問題解決的アプローチを意図的計画的に行い、いじめの予防と未然防止、早期発見を図る。
- ・生活指導夕会や生活指導全体会を充実させ、全教職員がスクールカウンセラーや関係機関と共通理解を図り、組織的に指導を行い、教育相談体制の充実を図る。
- ・ふれあい月間の取組やアセスを2回以上実施することで児童の理解と対応方法、学級集団の状態と今後の方針を把握し、不登校やいじめの未然防止として適切に対応をすすめる。
- ・命の週間において、「校長講話」に関連した学級指導や「挨拶プラス一言運動」を全教員で行い、児童に声をかけ、温かい人間関係を築く。
- ・自他の生命の安全を守る児童の育成に向けて、セーフティ教室、薬物乱用防止教室を実施するとともに、東京防災ブック等の活用を通して実践的な安全教育・防災教育を進める。
- ・「三小ファミリーeルール」を活用し、保護者と連携してインターネットやSNSの適切な利用方法について理解を深め、生活の中で情報機器を適切に活用できる力を育てる。

イ 進路指導

- ・各学年のねらいをもとに学年に応じたキャリア教育を行い、「キャリアパスポート」を活用し、自己肯定感や向上心を高め、他者と共生できる力（人間関係形成力）の育成を図る。

(4) 特別な配慮を必要とする児童への指導

ア 特別支援教育の充実に関わること

- ・特別支援教育の充実に向けて、都立清瀬特別支援学校や関係諸機関と連携しながら、ユニバーサルデザインの視点から教室環境整備に努めるとともに、校内委員会による特別支援教育に関する校内研修を実施し、全教員の指導の一貫性を図る。
- ・週1回の校内委員会では、管理職や特別支援教育コーディネーター、特別支援教育担当、生活指導主任、特別支援教室専門員、スクールカウンセラー等が情報を出し合い、特別な支援を必要とする児童とその保護者についての対応を協議する。関係相談機関等とも連携しながら、個に応じた支援方法を確認し、学級担任とともに支援を行う。

イ 帰国児童や外国人児童の学校生活への適応や日本語の習得に関わること

- ・帰国児童や外国人児童が学校生活に適応し、日本語の習得ができるよう、担任と日本語指導教員、外国人児童教育担当コーディネーターが連携して、指導の方法を検討していく。

ウ 不登校児童への配慮に関わること

- ・保護者との面談や教育相談室、フレンドルーム、関係機関との連携で得た情報を基に校内委員会で対応を協議し、児童の状況に応じた指導を行う。